

インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号）

（インフルエンザ（H5N1）の指定）

第一条 インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。次条第一項（同項の表を除く。）において「インフルエンザ（H5N1）」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第七項の指定感染症として定める。

（法の準用）

第二条 インフルエンザ（H5N1）については、法第八条第一項、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十六条から第二十五条まで、第三十条、第三十四条、第三十五条（第四項を除く。）、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条（第七項を除く。）、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第五十八条（第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条の二、第六十四条第一項、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項 第一号	一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者	インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。以下「インフルエンザ（H5N1）」という。）の患者
第十三条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物	鳥類に属する動物
	当該感染症に	インフルエンザ（H5N1）に
第十三条第二項	前項の政令で定める動物	鳥類に属する動物
	同項の政令で定める感染症	インフルエンザ（H5N1）
	同項の規定	前項の規定
第十三条第五項	第一項の政令で定める動物	鳥類に属する動物
	同項の政令で定める感染症	インフルエンザ（H5N1）
第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者	インフルエンザ（H5N1）の患者
第十八条第二項	患者及び無症状病原体保有者	患者
第十八条第四項	患者若しくは無症状病原体保有者	患者
第十八条第五項	患者又は無症状病原体保有者	インフルエンザ（H5N1）の患者
	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）
第十九条第三項 及び第二十条第	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）

二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）
第二十二条第一項及び第二項	一類感染症の病原体を保有していないこと	インフルエンザ（H5N1）の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失したこと
第二十二条第四項	一類感染症の病原体を保有しているかどうか	インフルエンザ（H5N1）の病原体を保有しているかどうか、又は当該感染症の症状が消失したかどうか

2 前項の規定により法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

（事務の区分）

第三条 前条第一項において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十七条、第十八条（第五項及び第六項を除く。）、第十九条（第二項及び第七項を除く。）、第二十条（第六項及び第八項を除く。）、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項、同条第八項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）並びに第六十四条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（この政令の失効）

第二条 この政令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第二条第一項において準用する法第五十八条（第五号から第九号まで、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用又は同項において準用する法第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。